

平成 22 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	32	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	保険会社等の異常危険準備金の延長		
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 火災共済協同組合及び同連合会が、毎年度において、政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を異常危険準備金として積立てたときの損金に算入を認める措置のうち、時限的に認められている特例措置について次のとおり縮減し、その適用期間を2年間延長する。</p> <p>特例措置（施行令第33条の5第19項）として認められている損金算入可能な金額について、現行は正味収入共済掛金の5/100であるところ、4/100（本則の規定に基づき損金算入可能な金額を含む。）とすること。</p> <p>・特例措置の内容 火災共済協同組合及び同連合会が、当該事業年度における正味収入共済掛金の政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を異常危険準備金として積み立てたときの損金に算入する措置の延長が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第57条の5、同施行令第33条の5において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項第3号		
要望理由	<p>中小企業等協同組合法に基づく火災共済協同組合は、大企業に比べて、経済的に不利な立場にある中小企業者が相互扶助の精神に基づき、共同で火災等による專業用資産等の経済的損失を補填しようとするものであり、契約者たる中小企業者を保護する必要があることから、共済金の円滑な支払いが特に要請されている。契約者たる中小企業者の保護を目的として、火災共済協同組合及び同連合会の経営基盤の安定を図る。</p>		
減収見込額	（初年度） - （ 18 ） （平年度） - （ 18 ） （単位：百万円）		
地方税以外の措置	既存	<p>・国税</p> <p>・融資、補助金その他</p>	
	22年度の要望	<p>・国税</p> <p>・融資、補助金その他</p>	
過去の要望経緯	<p>昭和36年度 制度適用 7/100、昭和53年度 6/100、昭和55年度 4.5/100、昭和57年度 4/100、昭和59年度 2.5/100、平成5年度 5/100（平成9年度まで）、平成10年度 5/100（平成12年度まで）、平成13年度 5/100（平成15年度まで）、平成15年度 5/100（平成18年度まで）、平成18年度 5/100（平成21年度まで）</p>		
本要望に対応する縮減案			